

分類コード	X－1－1－1－02
保存期間	10年(令和16年12月31日まで)

秋 本 運 第 9 5 9 号
令 和 6 年 9 月 2 6 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

原付講習実施要領の一部改正について（例規）

原付講習については、「原付講習実施要領の一部改正について（例規）」（平成29年2月22日付け秋本運第252号。以下「旧例規」という。）に基づき実施しているところであるが、この度、所要の整備を行い、別添「原付講習実施要領」のとおり実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

この担当 運転免許センター講習係（☎7 3 5－2 4 2）

別添

原付講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第6号に規定する原付講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 講習業務の委託及び指導

- 1 講習を委託する場合は、秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、道路交通法施行規則（以下「規則」という。）第38条の3に定める基準に適合する者を選定し、適正な委託契約によって講習事務の委託を行うものとする。
- 2 交通部運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）は、講習事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう、常時指導に当たるものとする。

第3 講習指導員の要件

講習は、次に掲げる要件を充足した講習指導員（以下「指導員」という。）によって行うものとする。

- 1 21歳以上の者であること。
- 2 一般原動機付自転車を運転することができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上の者であること。
- 3 一般原動機付自転車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。
- 4 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止の処分を受けたことがない者であること。
- 5 講習の指導について不正な行為をし、又は指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年以上経過している者であること。
- 6 刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過している者、又は現に起訴されていない者であること。
- 7 その他人格、識見とも優れ、指導員としてふさわしい者であること。

第4 指導員の選任及び解任の届出

- 1 免許センター長は、講習を委託した場合は、受託者に対し、指導員になろうとする者の氏名、住所及び要件を満たすことを明らかにした原付講習指導員選任届（別記様式第1号）を提出させるものとする。
- 2 免許センター長は、受託者に対し、講習指導員を解任し、又はその就業を停止させるときは、原付講習指導員解任届（別記様式第2号）を提出させるものとする。

第5 指導員の認定

免許センター長は、原付講習指導員選任届に基づき、指導員の要件等に関して審査を行い、要件等を満たすと認めるときは、原付講習指導員認定証（別記様式第3号）により認定するものとする。

第6 指導員の研修

- 1 免許センター長は、随時、指導員に対する教養及び研修会を開催し、知識・技能の向上を図るものとするほか、新しく指導員になる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識・技術の修得を図るものとする。
- 2 受託者は、指導員に対し、免許センター長が行う教養及び研修を受講させるものとする。

第7 講習用資器材等の整備

講習は、次の講習用資器材等により効果的に実施するものとする。

1 使用車両

- (1) 講習用一般原動機付自転車は、スクータータイプのものとする。ただし、必要に応じて変速ギア付一般原動機付自転車を併用できるものとする。
- (2) 講習用車両は、受講者全員が技能講習できる台数を確保するものとする。

2 講習用器材

- (1) 視聴覚用器材としてテレビ、DVD、ハンドマイク等を使用するものとする。
- (2) 視聴覚教育には、一般原動機付自転車の操作方法、走行方法、安全運転に必要な知識等を内容とする視聴覚教材を用いることとする。
- (3) 教本は、次の内容について、図やイラストを多く用いるなど、分かり易くまとめられたものを使用することとする。
 - ア 一般原動機付自転車の操作、走行等、運転の方法（法規制の内容を含む。）に関する知識
 - イ 一般原動機付自転車の運転の特性と事故の特徴に関する知識
 - ウ 場所（交差点、カーブ等）、天候、路面状況等に応じた安全な運転の方法に関する基本的な知識
 - エ 危険予測、回避方法等、一般原動機付自転車の安全な運転に必要な実践的な知識
 - オ 秋田県における道路交通の現状と交通事故の実態を記載した地方版資料等
- (4) 運転適性検査には、安全運転自己診断警察庁方式KM85型「あなたが考える安全運転適性」又はこれと同等以上の安全運転自己診断用の検査用紙を使用するものとする。

3 事故防止

- (1) 講習中の各種事故防止に万全を期するため、指導員は特段の配慮をするとともに、受講者には必ずヘルメット、ゼッケン、手袋等を確実に着用させるものとする。
- (2) 受講者の講習中における事故に備え、傷害保険に加入するものとする。

第8 講習の実施場所

講習は、交通部運転免許センターにおいて実施するものとする。

第9 講習の実施時期

講習の実施時期は、受講者の利便性を考慮し、運転免許試験の前後を問わず受講できるものとする。

第10 講習の実施方法

1 受講者数及び指導員数

- (1) 講習は、おおむね受講者10人を1グループとし、10人の受講者に対し、指導員3人を充てることを基準とする。また、指導員が1人の場合の受講者は3人を上限とする。

なお、必要に応じて、受講者の技量程度によりグループ分けに配慮するとともに、受講者の技能修得状況に応じて指導するものとする。

- (2) 指導員3人のうちから中心となる主任指導員1人を指定し、主任指導員の指示により効果的な講習を行うものとする。
- (3) 聴覚障害者等の受講者に対しその要望により特別な体制で講習を行う場合は、無線による意思伝達装置を使用するなどの方法により、受講者の安全を確保するものとする。

2 講習実施日

講習実施日は、次の曜日とする（休日を除く。）。ただし、冬期間（12月から翌年2月までをいう。）については、事故防止のため中止する。

- (1) 3月及び4月は、月曜日から金曜日
- (2) 5月から7月及び9月から11月は、火曜日及び木曜日
- (3) 8月は、火曜日から木曜日

3 講習時間及び講習内容

- (1) 講習は、原則として午前11時15分から午後3時15分まで行うものとする。ただし、正午から午後1時までは休憩時間とする。
- (2) 講習時間は180分とし、講習内容は「原付講習指導要領」（別表第1）及び「原付講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（別表第2）に準拠するものとする。

4 課題及びコースの設定

課題及びコースの設定は、「原付講習の課題・コース設定基準」（別表第3）に基づいて実施するものとする。

5 天候不順時の対応

講習は、天候不順時にあっても実施するものとするが、強風や路面凍結、猛暑等のため、技能講習等を安全に実施することが困難な場合は、後日、講習日を指定して受講させるものとする。

6 予約制による受講

講習は、受講を希望する者が、あらかじめ受託者に受講の予約をして行うものとする。

7 受講申請の受付

- (1) 受講申請の受付は、講習実施日の午前10時50分から午前11時10分まで行うものとする。
- (2) 受講申請の受付に当たっては、申請書類等により受講者本人であることを確認した上で受理するものとする。
- (3) 講習手数料は、秋田県道路交通法施行細則（昭和39年9月1日公安委員会規則第7号）第16条の5第2項の規定による原付講習申出書の提出の際に納付させるものとする。

8 講習効果の確認

講習の終了に際し、修得状況が良好でない者については、再度講習を受講するよう勧奨するものとする。

なお、再受講の際には、前回講習の未修得科目について指導するものとし、講習手数料は徴収しないものとする。

第11 講習終了後の措置

- 1 免許センター長は、受託者に対し受講終了者からの申出により、規則第38条第15項に定める原付講習終了証明書（以下「終了証明書」という。）を交付させるものとする。
- 2 免許センター長は、受託者に対し講習実施後、原付講習実施結果報告書（別記様式第4号。以下「実施結果報告書」という。）及び原付講習実施状況（別記様式第5号）により報告させるものとする。

第12 終了証明書の再交付

- 1 免許センター長は、受託者が、終了証明書の交付を受けた者から、終了証明書の亡失、滅失、汚損又は破損に伴う終了証明書の再発行の申出を受けた場合は、受託者にその旨報告させた後、再交付させるものとする。
- 2 再交付するときは、終了証明書の右上に「再交付」と朱書きし、実施結果報告書の備考欄に再交付年月日を記載させるものとする。

第13 講習業務日誌の備付け

免許センター長は、受託者に対し、原付講習業務日誌（別記様式第6号）を備え付け、講習の実施状況を明らかにさせるものとする。

別記様式第 1 号

年 月 日 秋 田 県 公 安 委 員 会 殿 講 習 受 託 機 関 名 代表者名 原 付 講 習 指 導 員 選 任 届	
本 籍	
住 所	
氏 名	年 月 日 生 (歳)
運転免許種別 年 月 日	
就 業 歴 賞 罰 健 康 状 態	

別記様式第2号

年 月 日 秋 田 県 公 安 委 員 会 殿 講 習 受 託 機 関 名 代表者名 原 付 講 習 指 導 員 解 任 届	
住 所	
氏 名	年 月 日 生 (歳)
解任・就業 停止年月日	年 月 日
処 分 内 容	
理 由	

別記様式第3号

第 号

原 付 講 習 指 導 員 認 定 証

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、原付講習指導員として適格者であることを認定する。

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会

[illegible][illegible]

別記様式第 5 号

原 付 講 習 実 施 状 況	
講習日・天候	月 日 () 天候
受 講 人 員	受 講 者 人 途中欠講者 人
技能講習時間	
講習指導員	
特 記 事 項	

別記様式第 6 号

原 付 講 習 業 務 日 誌	
講習日・天候	月 日 () 天候
受 講 人 員	受 講 者 人 途中欠講者 人
講 習 指 導 員	
特 記 事 項	

別表第1

原付講習指導要領

○ 開講

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
1 開講のあいさつ 講習実施上の諸注意	(1) 講習の目的、内容、事故防止等について事前指導する。 ① 交通事故を防止するために、一般原動機付自転車の安全な運転方法を身に付けることを目的として行うものであること。 ② 講習内容は決して難しいものではないが、一般原動機付自転車の取扱方法や運転方法を誤ることによって事故につながるものであること。 ③ 指導員の指示に従って講習を受け、勝手な行動はとらないこと。	
2 準備体操	(1) 手足の柔軟体操を行い、体をほぐす。	
3 ヘルメットの着用方法	(1) 着用の仕方について指導する。 ① 内部のあごひもの損傷有無を確認する。 ② あごひものを確実に締める。 ③ アミダや目深にかぶらない。 ④ P S (C) マークか J I S マークの付いたものを使用する。	・混合交通の中で視認性の高い色のものをかぶらせる。 ・反射テープの付いたものを選ぶか、貼り付けさせる。 ・転倒等で強いショックを受けたり、傷のついているものはかぶらせない。

○ 基本操作～正しい手順及び正確な操作

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
1 装置の名称と取扱い	(1) エンジンスイッチ、アクセル、前・後輪ブレーキ、キックペダル、方向指示器などの位置とそれぞれの役割を説明し、その取扱いを実際にやってみせてから行わせる。	・まごつかずにできるようにさせる。
2 運転姿勢	(1) スタンドを立てた状態にして乗車させ、正しい運転姿勢を指導する。 ① 目は素早く情報をとれるように、前方を広く等しく見る。 ② 肩は力を抜いて自然にする。 ③ 肘は力を抜いてわずかに曲げ、脇をしめる。 ④ 手はグリップの中央を握り、親指を下にして軽く握る。 ⑤ 腰は体が安定する位置を選ぶ。 ⑥ 膝は軽く内側に向け、外側に開かない。 ⑦ 両足はステップに乗せ、爪先は前方に向ける。	・肘が外に出ているときは、力が入っているので、少し内側へ入れさせる。 ・腰が前すぎたり、後ろすぎたりすると、肩や腰に力が入り、体が不安定になることを指導する ・内腿で軽くシートを挟ませる。
3 アクセルとブレーキ	(1) エンジンをかけない状態で練習する。 ① アクセルをゆっくり回す。 ② 素早く戻す。 ③ ブレーキをかける。 (2) 正しくできるようになったら、エンジンをかけて指導する。	・指導員のかけ声にあわせて行う ・グリップを握るときは、小指が外に出ないようにさせる。 ・アクセルグリップは回すことより戻すことを強調するなど、アクセルワークをマスターさせる。
4 スタンドの立て方、おろし方	(1) 路面の硬い平坦な場所で、車体をまっすぐにして、センタースタンドをてこの利用で立てることを指導する。 ① 左手でハンドルを握り、右手でキャリアを持つ。 ② 右足でセンタースタンドを踏みながら、右手でキャリアを引き上げてスタンドを立てる。 ③ 同じ要領で、ハンドル及びキャリアを持って前に押し出してスタンドをおろす。	・右手でアクセルを握らせると飛び出す危険性があるので、握らせない。

○ 基本走行～バランスとスムーズな走行

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
1 発進と停止	(1) 直進のみの発進と停止を繰り返す。 (第1ステップ) ① 両足を路面につけて乗車する。 ② アクセルグリップをゆっくり回す。 ③ 0.5mくらい発進したら、素早くアクセルグリップを戻す。 ④ ブレーキをかけて止まる。 (第2ステップ) ① 右足をステップに乗せ、左足を路面に接地して乗車する。 ② アクセルグリップをゆっくり回し、動き出したら左足をステップに乗せる。	・急な発進停止をさせない。 ・転回の時は、車から降りて押して歩かせる。その時、右手はシート又はキャリアを握り、アクセルグリップは握らせない。 ・指導員のかけ声にあわせスタートさせる。

	③ 1 mくらい前進したら、素早くアクセルグリップを戻し、左足を前方に出し、ブレーキをかけて止まる。 ④ 止まったら左足で車を支える。 ⑤ 発進から停止までの距離を1～2 m、3～4 m、4～5 mと延ばす。	
2 スピードの調節	(1) 直線を利用し、加速、減速操作が行えるようにする。 (2) 直線部分で加速し、前・後輪ブレーキとエンジンブレーキを併用して減速することを繰り返し行う。	・減速時はエンジンブレーキを併用させる。
3 8の字走行	(1) 8～10mの間隔にパイロン2本を置いて指導する。 ① 2本のパイロンの外側を左回りで走行させる。速度を10～15 km/hに上げる。転回する手前で前・後輪ブレーキをかけ、速度を5 km/hくらいに戻す。カーブをゆっくりと曲がる。 ② 2本のパイロンの外側を右回りで走行させる。 ③ 8の字を描くように走行させる。できる範囲の大きさからはじめ、徐々に半径を小さくする。 (2) 視線は曲がる方向へ向けさせる。 (3) 曲がることに不安な者に対しては、曲がる方向の足を着地させながら曲がらせ、習熟度に応じて足をステップに乗せるようにさせる。	・アクセルを一定に保たせる。 ・曲がる方向の内側へ車体を傾けさせる。 ・傾斜に対する不安をここで十分に排除く。
4 カーブ走行	(1) 外周を利用し、直線ではスムーズな加速を行い、カーブの手前では前・後輪ブレーキとエンジンブレーキを使った減速をして、カーブを安定して曲がれるようにする。 (2) 習熟度に応じて、直線部分で指示速度まで上げさせ、カーブ手前での指示速度までの減速を繰り返し行う。 (3) 指定区間内で加速や減速が行えるように指導する。 (4) カーブ手前の減速開始目標位置からは、エンジンブレーキと前後輪ブレーキを併用して減速し、内側の足を着地させるか両足を着地させてゆっくりとカーブを通過する。危険であると判断した場合は車から降りて押して歩かせる。	・曲がる方向に顔、目線向けさせる。 ・カーブでは、一定の速度で走らせる。 ・急なアクセルの開閉はさせない
5 徐行	(1) 交通整理の行われていない見通しの悪い交差点等での徐行の手順について指導する。 ① あらかじめその手前で前・後輪ブレーキを使って十分に減速する。 ② 徐行して進行する。 ③ 左右及び前方の安全確認をする。 ④ 特に左右の安全が確認できてから、速度を上げる。	・交差点道路を通行する車両に応じて停止することも併せて指導する。 ・左右の見通しのきく地点に出るまでは、いつでも停止できる速度で進行することを指導する。
6 狭路での安定走行	(1) 進路の前方にある路上障害物の側方を通過するなど、左右の幅員が極めて狭い場所を通行する方法について指導する。 ① あらかじめその手前で十分に減速する。(5 km/hくらい) ② 障害物の側方を接触しないように、一定の速度を保ちバランス良く通過する。(3～5 km/h)	・障害物にハンドル等が接触しないようにさせる。 ・視線はやや前方に向けさせる。
7 視点・視野範囲	(1) 死角があることを理解させるため、一点だけを注視しないで、絶えず周囲（前方、後方、側方）の交通状況を把握することを指導する。 (2) コース設定基準に示すように一般原動機付自転車に配置し、Aの一般原動機付自転車に乗車した場合、バックミラーにはBの一般原動機付自転車は映るが、Cの一般原動機付自転車は映らないことを確認させる。 (3) 死角の中に潜んでいる側方などの車両に対する危険性について認識させる。 (4) 見えない部分は顔を動かして見ることを指導する。	・バックミラーだけでなく、直接自分の目で死角の部分を見て確認させる。 ・二輪車は、走行車線上の近くを見る傾向があるので、広く等しく前方、後方、側方を見るようにさせる。

○ 応用走行～法規走行及び安全運転

講習細目	指導要領	備考
1 合図と安全確認	(1) 右折、左折、転回、進路変更をする場合の合図を出す時期と方法について指導する。 ① 右・左折の合図は、その行為をしようとする地点又は交差点から30m手前の地点に達したときに行い、右・左折が終わるまで継続する。 ② 転回するときの合図は、その行為をしようとする地点から30m手前の地点に達したときに行い、転回が終わるまで継続する。	・指示は、実際の道路交通の場面を想定して行う。

	③ 同一方向に進行しながら進路を変えるときは、その行為をしようとするときの3秒前に出す。 (2) 安全の確認は、その行為を起こす前に行い、バックミラーにのみ頼ることなく、直接自分の目で前後左右を確認させる。 (3) 乗車させて、合図の出し方や安全確認の手順をかけ声で指示して行わせる。	
2 進路変更	(1) 進路変更に伴う正しい合図と安全確認の仕方について指導する ① 後方の安全をバックミラーと自らの目で確認する。 ② 進路変更をしようとする側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、後方の安全を確認してから、緩やかに進路を変更する。 ④ 進路変更を完了したら合図をやめる。	・3秒間の目安は、ウインカーが4～5回点滅する時間。
3 交差点での安全走行	(1) 停止位置での正しい停止の仕方と安全確認について指導する。 (2) 交差点での右折方法と安全確認について指導する。 ① 右後方の安全確認をバックミラーと目で行う。 ② 右側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、右後方及び側方の安全を確認する。 ④ 緩やかに中央線寄りに進路変更する。 ⑤ 交差点から30m手前で右折の合図を出して減速する ⑥ 交差点の中心の直近の内側を徐行して曲がる。 ⑦ 曲がり終わったら、合図を戻す。 (3) 交差点での二段階右折と安全確認について指導する。 ① あらかじめできる限り道路の左端に寄り、方向指示器を右に出し、まっすぐ交差点に近づく。 ② 交差点に近づくにしたがって、スピードを落とす。 ③ 交差点の側端に沿って徐行しながら直進し、道路をほぼ横断し終わったところで停止する。 ④ 停止した地点で、右後方の安全確認をして右に向きを変え、方向指示器を戻す。 ⑤ 対面する信号機の青信号に従い、左右の安全を確認した後、交差点の側端に沿って直進する。 (4) 交差点での左折方法と安全確認について指導する。 ① 左後方の安全確認をバックミラーと目で行う。 ② 左側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、左後方の安全を確認し左側端に寄る。 ④ 交差点から30m手前で左折の合図を出して減速する。 ⑤ 交差点の左側端に沿って徐行して曲がる。 ⑥ 曲がり終わったら、合図を戻す。	・交差点内では、最も安全な速度と方法で通行させる。 ・交差点の手前では、十分に減速させる。 ・危険を感じたら、まず止まることを強調する。 ・合図の戻し忘れに注意させる。 ・第一段階、第二段階の順に安全確認の仕方について指導する。 ・第一段階の直進し終わった地点で右に曲がりすぎないように注意させるとともに、方向指示器は向きを変えた後に戻させる。 ・信号機がコースに設置されていない場合には、指導員の手信号又はかけ声により明示する。 ・小回りによるふらつきに十分注意させる。 ・交差点に入る前に左右の安全を確認させる。
4 交差点の優先順位	(1) 交差点における車両相互間の優先順位について指導する。 ① 右折するとき、直進や左折する車がある場合は、一時停止か徐行して道を譲る。 ② 明らかに道幅の広い交差点に同時に入ろうとするときは、道幅の広い道路を走る車に道を譲る。 ③ 道幅の同じような交差点に同時に入ろうとするときは、左側の車に道を譲る。 ④ 優先道路にしようとするときは、一時停止か徐行して優先道路を走っている車の通行を妨げない。 ⑤ 一時停止の標識のある交差点では、必ずその手前で一時停止し、交差道路を通行する車の通行を妨げない。	・他車の行動を予知・予測して安全な行動を取ることを指導する。 ・少しでも危ないと感じたら、まず止まらせる。 ・交差点は、事故の多い場所なので、他車の動きに注意させる。
5 危険予知・危険回避	(1) 路上障害物(駐車車両、道路工事等)の側方を通過する場合は、急な人の飛び出しなどに十分注意し、安全な間隔を保ち走行することを指導する。 ① 右後方の安全確認をして、右側に合図を出す。 ② 緩やかに進路を右側に変える。 ③ 路上障害物との間隔を1m以上保つ。 ④ 障害物の陰からの人の飛び出しの有無を確認して通過する。 ⑤ 左に合図を出し、左側の車線に戻る。 ⑥ 合図を戻す。 (2) 駐車している四輪車の側方を通過する場合等には、右側のドアが急に開いて衝突することがあることを指導する。(渋滞している四輪車の側方を通行する場合は左側のドア)	・実際の道路交通の場では、常に危険状況が多くあることを予知予測して、安全な速度と方法で走ることを理解させる。 ・危険に対する予知能力を高める。 ・乗車している車両の側方を通過する場合は、ドアが開くものと予測させる。

○ 安全運転の知識

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
1 運転適性検査	(1) 全員に安全運転自己診断を実施し、安全指導する。	
2 視聴覚教育	(1) 映画、教本、写真・パネル等を活用した教育を実施し、受講者とのディスカッション方式により安全運転の知識について指導する。	

○ 閉講

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
1 閉講の言葉	(1) 自己防衛、人命尊重の精神を醸成するための動機付けを行う。	
2 原付講習終了証明書 の交付		

別表第2

原付講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

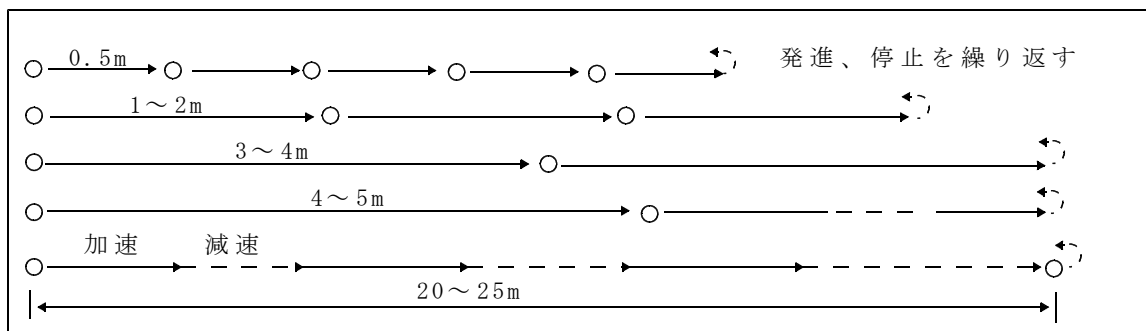
講習科目	講習細目	指導内容	所要時間
受付	1 集合時間の告知 2 グループ編成		10分
			小計 10分
開講	1 開講の挨拶 2 講師の紹介 3 講習実施上の諸注意 4 準備体操 5 ヘルメットの着用方法	・手足の柔軟体操 ・ヘルメットの着用方法、正しいあごひものしめ方	10分
			小計 10分
基本操作	正しい手順及び正確な操作 1 装置の名称と取扱い 2 運転姿勢 3 アクセルとブレーキ 4 スタンドのたて方とおろし方	・運転に必要な装置の位置と役割 ・自然なフォーム、特に肩や肘に力が入らない姿勢 ・ゆっくりとしたアクセルの回し方と素早い戻し、スムーズなブレーキ操作 ・アクセルに手を触れないスタンドのたて方、おろし方	3分
			2分
			5分
			2分
		小計	12分
基本走行	バランスとスムーズな走行 1 発進と停止 2 スピードの調節 3 8の字走行 4 カーブ走行 5 徐行 6 狭路での安定走行 7 視点、視野範囲	・バランスのよい直進、安定した停止 ・無理のない操作による加速と減速 ・スムーズな切返し ・直線における加・減速、カーブでの安定走行 ・見通しの悪い場所での徐行 ・狭路の手前での適切な減速と安定走行 ・十分な安全確認のできる視点と範囲	10分
			2分
			12分
			5分
			5分
			5分
			5分
		小計	44分
応用走行	法規走行及び安全運転 1 合図と安全確認 2 進路変更 3 交差点での安全走行 4 交差点での優先順位 5 危険予知、危険回避	・合図の時期と安全確認 ・スムーズな進路変更と安全確認 ・正しい右・左折と安全確認、他車との関係 ・正しい停止位置での確実な停止 ・方向指示器操作、安全確認と安定走行 ・連続する法規履行走行 ・混合交通の中での優先順位 ・隠れた危険の予知、障害物の回避	3分
			2分
			8分
			7分
			4分
			15分
			10分
			10分
		小計	59分
安全運転の知識	1 運転適性検査 2 視聴覚教育	・安全運転自己診断を使用した安全指導 ・映画、DVD、写真パネル、教本等を活用した教育及びディスカッション	15分
			20分
		小計	35分
閉講	1 閉講のことば 2 原付講習終了証明書の交付	・自己防衛及び人命尊重の精神を醸成するための動機付け	5分
			5分
		小計	10分
備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。			合計所要時間 180分

別表第3

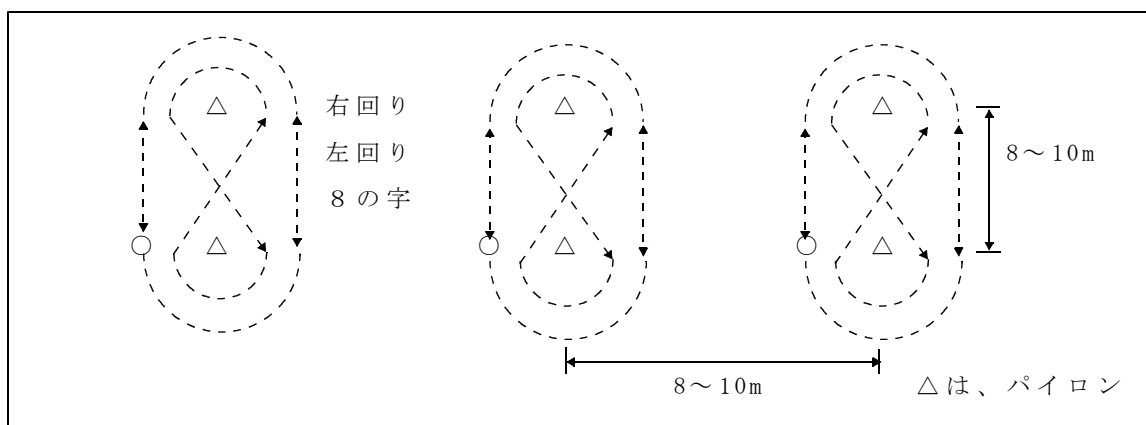
原付講習の課題・コース設定基準

○ 基本走行の課題

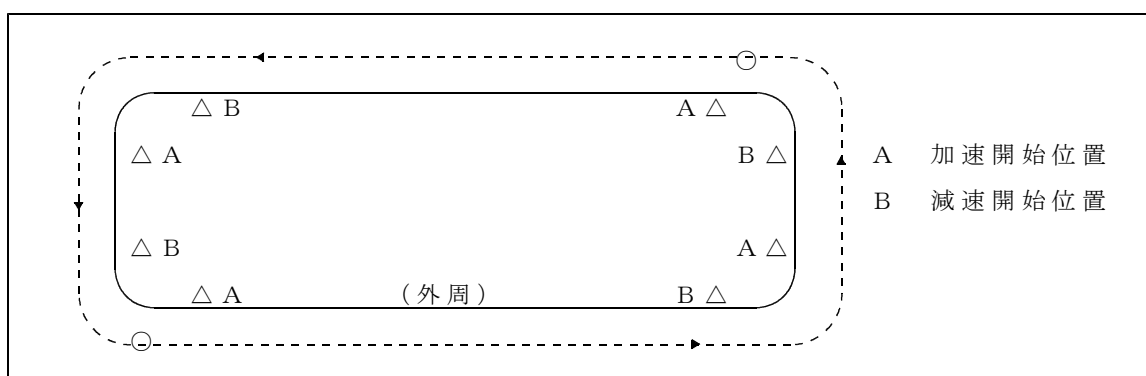
[発進、停止及びスピードの調節]



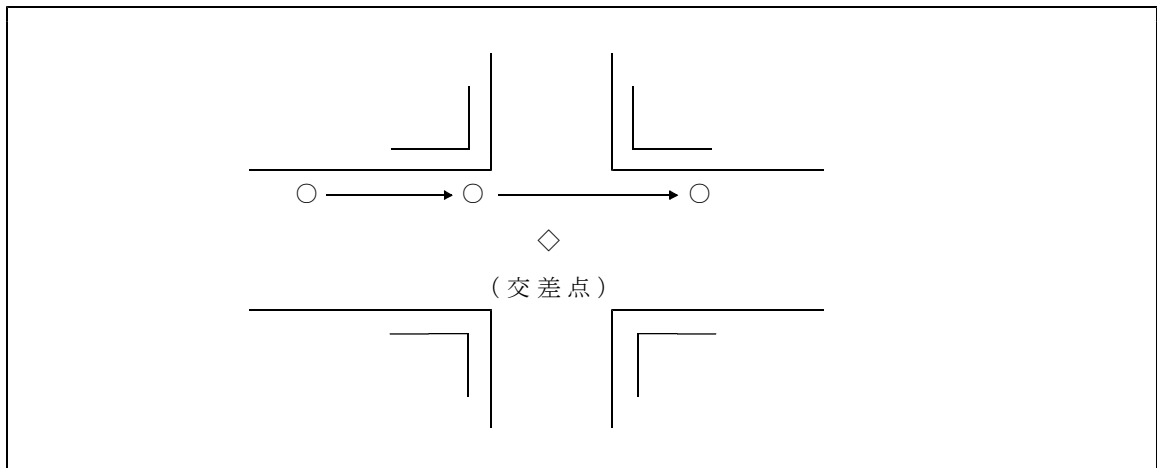
[8 の字走行]



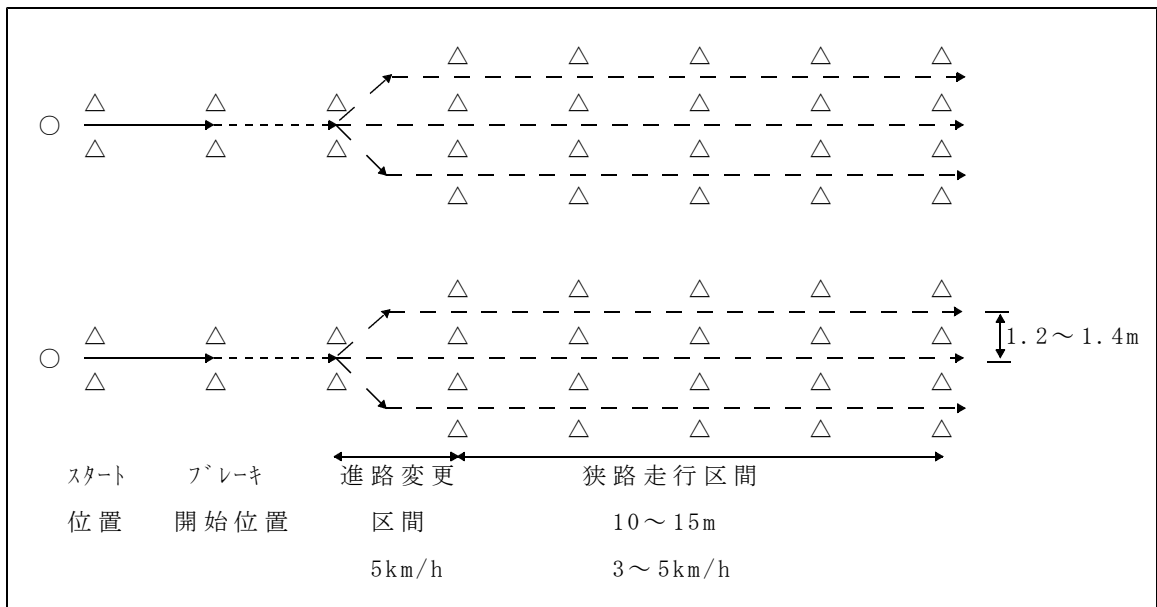
[カーブ走行]



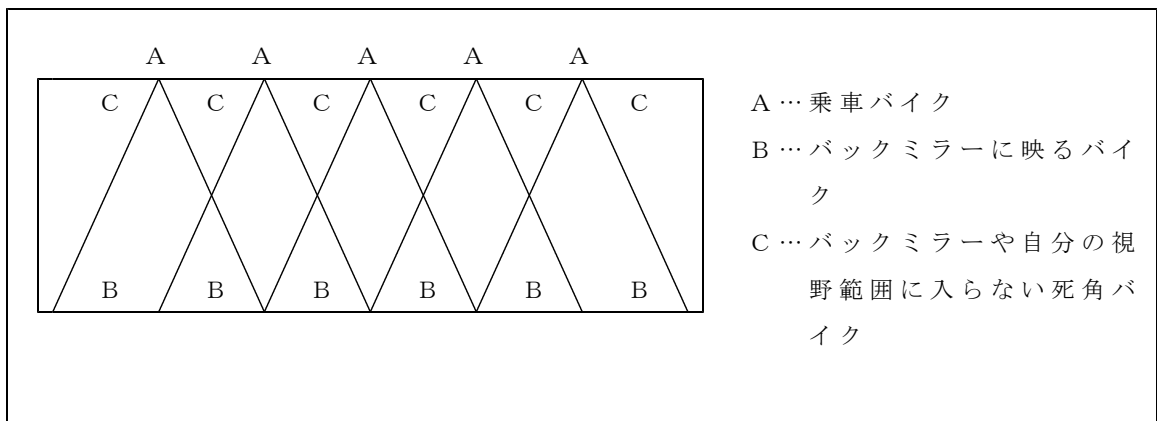
[徐行]



[狭路での安定走行]



[視点・視野範囲]



○ 応用走行の課題とコースレイアウト

